

- ・あなたの所有する船舶を
適正に保管できていますか？
- ・使わなくなった船舶を
そのままにしているませんか？

～ 秩序ある水域利用の実現に向けて ～

県内の 放置船舶 ゼロ を目指し、
「放置艇対策の基本方針」に沿った
新たな取組 が スタート します！



船舶の **登録、保管、処分** は、**あなたの責任** です。
適正 に行いましょう！

岡山県プレジャーボート対策推進会議

岡山県、岡山河川事務所、岡山運輸支局、岡山市、倉敷市、玉野市、
笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、海上保安部、県警察

総トン数20トン未満のプレジャーボート等については、
小型船舶登録法に基づく、新規、移転、変更、抹消の
登録を確実に！

小型船舶登録法 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）	
内容	<p>登録の一般的効力 第3条 <u>小型船舶は、小型船舶登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを航行の用に供してはならない。</u> （以下 略）</p> <p>抹消登録 第12条 <u>登録小型船舶の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣に対し、抹消登録の申請をしなければならない。</u> 1 当該船舶が滅失し、沈没し、または解撤されたとき。 2 当該船舶の存否が3箇月間不明になったとき。 3 当該船舶が小型船舶でなくなったとき。 （以下 略）</p> <p>打刻の塗抹等の禁止 第17条 <u>何人も、船体識別番号等の打刻を塗抹し、その他船体識別番号等の識別を困難にする行為をしてはならない。</u>（以下 略）</p>
罰則	<p>登録せずに航行した者 第36条 <u>6月以下の懲役または30万円以下の罰金</u></p> <p>抹消登録の申請をせず、または虚偽の申請をした者 第37条 <u>30万円以下の罰金</u></p> <p>船体識別番号等の打刻を塗抹し、その他船体識別番号等の識別を困難にする行為をした者 第35条 <u>1年以下の懲役もしくは30万円以下の罰金、またはこれらの併科</u></p>

詳しくは、日本小型船舶検査機構のホームページをご確認ください。

URL : <https://jci.go.jp/>

QRコードはこちら →



日本小型船舶検査機構 岡山支部

☎ : 086-200-1780

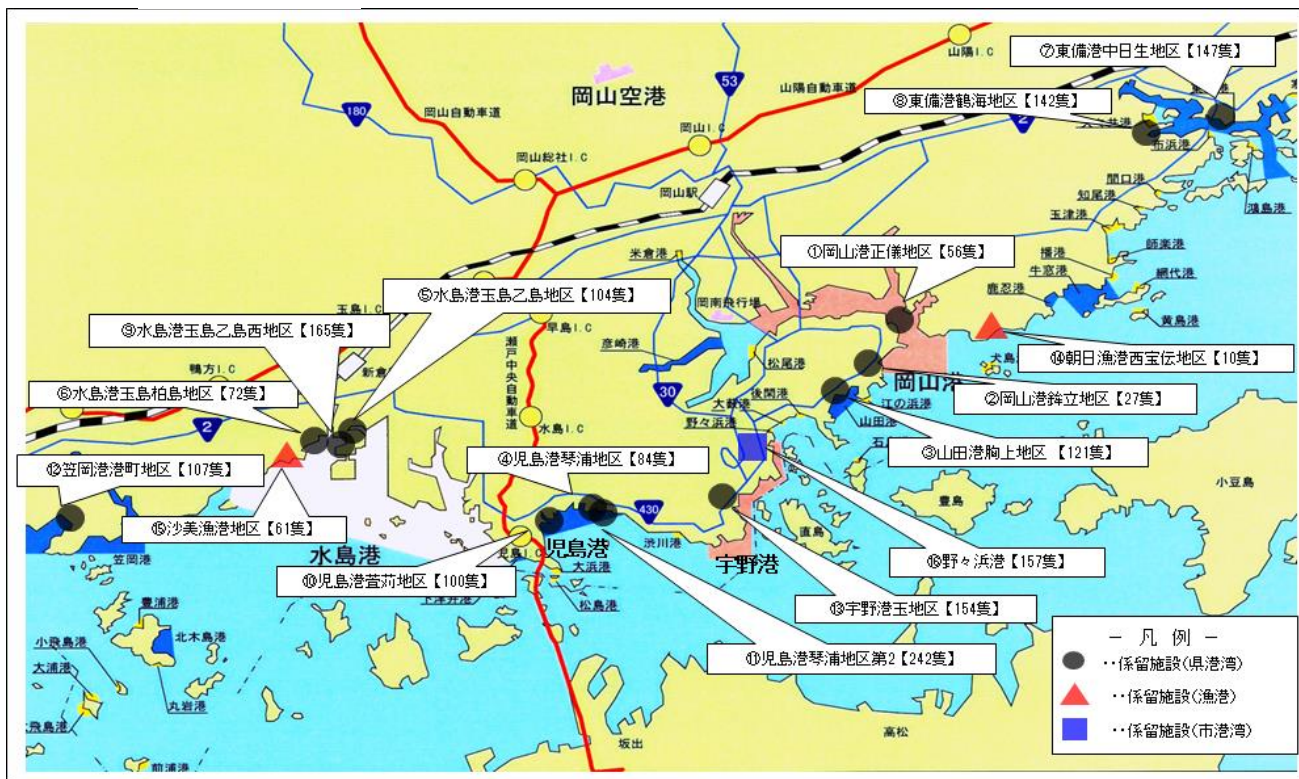
所有する船舶は、自身の所有地での陸上保管のほか、**民間マリーナ**や**県小型船舶係留施設**などで**適正に保管**しましょう！

民間マリーナ についての情報は、一般社団法人日本マリン事業協会や一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会のホームページなどでご確認ください。

県小型船舶係留施設 については、県港湾課ホームページをご確認ください。

U R L : <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-17494.html>

QRコードはこちら ↓



県小型船舶係留施設 位置図

今後、不足している収容能力を向上させるための取組を進めます。

船舶の適正な処分方法 として、県では、

「FRP船リサイクルシステム」の活用を推奨しています。
最後まで責任を持って、適正な方法で処分しましょう！

「FRP船リサイクルシステム」の活用

最寄りの登録販売店などにご相談ください。

岡山県内の「FRP船リサイクルシステム」登録販売店一覧

業者名	住所（所在地）	連絡先電話番号
<u>ヤンマー船用システム(株) (岡山営業所)</u>	岡山市中区藤崎568番地の16	086-274-0585
<u>(株)岡山マリン・ボートセンター</u>	岡山市中区江崎86番地の5	086-276-2121
<u>(株)岡山マリン・ボートセンター (マリーナ岡山)</u>	岡山市南区郡八幡山2番地	086-267-3311
<u>(株)岡山マリン・ボートセンター (宮浦マリーナ)</u>	岡山市南区宮浦字犬兵681番地の1	086-267-3939
<u>筒井鉄工所</u>	笠岡市横島1650	0865-67-0381
<u>備讃ヤンマー(株)</u>	倉敷市児島駅前三丁目33番地	086-472-8101
<u>倉敷ヤンマー(株)</u>	倉敷市玉島1274番地の1	086-522-5105
<u>(株)オバタボート</u>	倉敷市玉島阿賀崎2438番地の4	086-526-7557
<u>(株)オバタボート (オバタマリーナ)</u>	倉敷市玉島乙島亀の首49番地の63	086-522-5505
<u>(株)ナスボート 牛窓マリーナ</u>	瀬戸内市牛窓町牛窓4180番地	0869-34-2498
<u>ニシナマリン</u>	瀬戸内市牛窓町牛窓6449番地の1	0869-34-2511
<u>(株)マリンアクセス大栄</u>	玉野市胸上1810番地	086-341-1467
<u>(有)川崎商会 (日生マリーナ備前店)</u>	備前市浦伊呂附少ヶ鼻1183番地の2	0869-63-2300
<u>東洋マリーン(株)</u>	備前市西片上1365番地の15	0869-63-0153
<u>(有)川崎商会 (日生マリーナ)</u>	備前市日生町寒河38番地	0869-74-0500
<u>東備ヤンマー(株)</u>	備前市日生町日生241番地の128	0869-72-2345

詳しくは、一般社団法人 日本マリン事業協会 のホームページをご確認ください。

URL : <http://www.marine-jbia.or.jp/>

QRコードはこちら →



FRP船リサイクルセンター（同協会内）

☎ : 03-5542-1202（専用）

岡山県では、今後、隣県の取組と同様に、各水域等管理法令に基づく**放置等禁止区域の指定**を進めます！

推進会議では、**令和7（2025）年度からの法適用**を目指しており、今後、具体的な検討を進めていきます。

放置等禁止区域に指定されると、各水域等管理法令に基づく**罰則等が適用**されます。

例えば、港湾区域の場合、指定された区域内で、みだりにプレジャーボート等を捨てたり、放置（許可を受けず船舶に係留保管すること）すると、港湾法により、**1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金**に処されるようになります。

今後の対策概要とスケジュール【予定】

徹底した放置艇の所有者調査開始	収容能力の向上策実施等	放置等禁止区域の罰則適用
令和4（2022）年度～		令和7（2025）年度

令和4年度から、県内の水域管理者等の関係者が協力し、**徹底した 放置艇の所有者調査**を実施します。

不法係留（放置）を行う所有者は、
廃棄物処理法、海洋汚染防止法 の対象 となる場合があります。

廃棄物処理法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）			
内容	投棄禁止 第16条 何人も、 <u>みだりに廃棄物を捨ててはならない。</u>	罰則	投棄した者 第25条 <u>5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれらの併科</u> (法人は 3億円以下の罰金)

海洋汚染防止法 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）			
内容	船舶等の廃棄の規制 第43条第1項 何人も、 <u>船舶等を海洋に捨ててはならない。</u> （以下 略）	罰則	船舶等を捨てた者 第55条 <u>1,000万円以下の罰金</u>

船舶は、**所有者の責任** で、**適正に 登録・保管** ！
使わなくなった船舶 は、そのまま放置せず、**適正に 処分** ！

岡山県プレジャーボート対策推進会議

事務局：岡山県 土木部 港湾課
所在地：岡山県 岡山市 北区 内山下 2-4-6
URL：<https://www.pref.okayama.jp/page/760985.html>
連絡先：086-226-7486



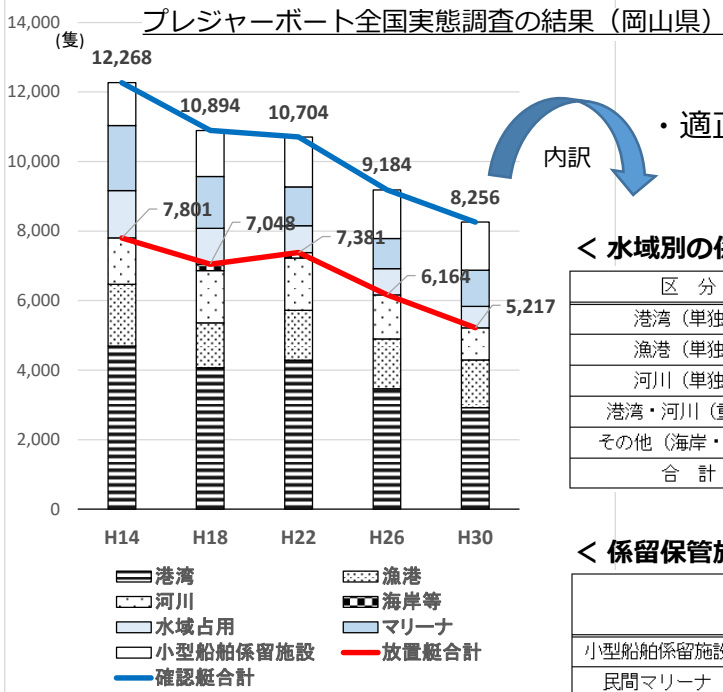
(参考) 秩序ある水域利用の実現に向けた放置艇対策

1. 取組の必要性

◇ 現状

< 県内のプレジャーボート隻数とその内訳 >

**放置艇隻数
全国ワースト2位**



・適正に係留保管していない所有者が多い

< 水域別の係留保管状況 (H30) >

区分	放置艇	許可艇	合計
港湾 (単独)	2,918 隻	2,610 隻	5,528 隻
漁港 (単独)	1,375 隻	181 隻	1,556 隻
河川 (単独)	581 隻	3 隻	584 隻
港湾・河川 (重複)	343 隻	245 隻	588 隻
その他 (海岸・普通)	-	-	-
合計	5,217 隻	3,039 隻	8,256 隻

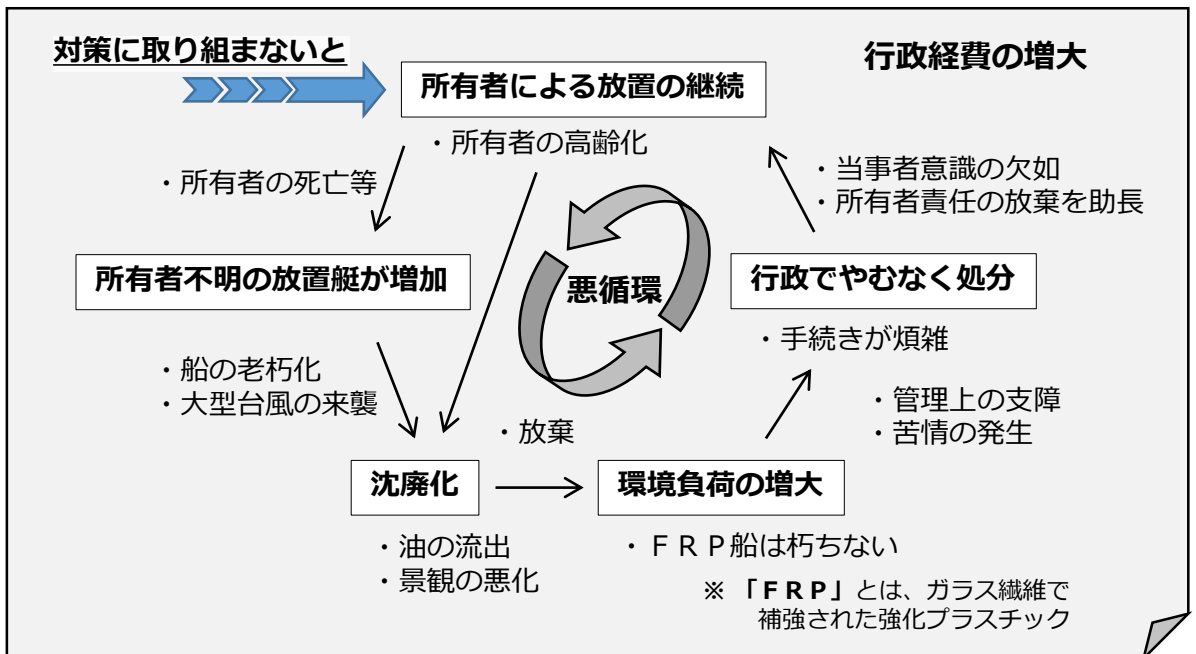
< 係留保管施設の情報 (H30) >

	収容可能 隻数	収容 隻数	空き 隻数	収容率 (%)	備考
小型船舶係留施設	1,749	1,381	368	79.0	16 施設 (県港 13 漁 2 市 1)
民間マリーナ	1,761	1,043	718	59.2	29 施設 (注1)
水域占用許可	755	615	140	81.5	25 施設 (注1)
合計	4,265	3,039	1,226	71.3	

(注1) 民間マリーナ、水域占用許可については、運営者の協力が得られたもののみ。

< 予測されている深刻な事態 >

・所有者の高齢化が進む中で、所有者不明の放置艇が増加することによる悪循環



(参考) 秩序ある水域利用の実現に向けた放置艇対策

2. 課題解決に向けたストーリー (キーワード整理)

